

公益財団法人 日本ライフセービング協会

JLA アカデミー規程集

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

指導員規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の指導員（以下「指導員」という）に関する必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 指導員は、指導員養成講習会に合格し本協会理事長（以下「理事長」という）により認定され、認定証の交付をもって指導員資格を持つ。

(期 限)

第3条 指導員資格の有効期限については、「指導員資格認定に関する規程」に別に定める。

(更 新)

第4条 指導員資格の更新については、「指導員資格認定に関する規程」に別に定める。

2 指導員の資格登録費については、「資格認定に関する費用規程」に別に定める。

(休止、返納及び失効と復活)

第5条 指導員資格の休止、返納及び失効と復活については、「指導員資格認定に関する規程」に別に定める。

(役 割)

第6条 指導員は、JLA アカデミー並びに本協会関連活動を通じて、多くの人に本協会の事業並びに活動を正しく伝え、ライフセービングの普及及び本協会資格保持者（以下「有資格者」という）の増員と拡大に努める。

2 指導員は、常に安全を第一に優先した活動を行う。受講者などを伴う講習では、参加者全員の健康と傷病の予防、事故防止に十分留意する。万一、傷病等があった場合には、速やかに適切な処置を行う。

3 指導員は、「資格認定に関する規程細則」の1条に定める講習会（以下「講習会」という）において時間を厳守し、指定された教本と教材を用いて、別に定める「指導要領」に沿って正しく的確な指導を行う。さらに別に定める「検定要領」に沿って公正な検定を行う。

4 指導員は、指導員にふさわしい人材の発掘及び育成を担う。また指導員養成講習会に参加する人材の推薦を行い指導員の増員に努める。

5 指導員は、講習会開催にあたり、会場の整備、教材、資器材の調整確認を行い、本協会事務局、本部、各委員会、本協会に加盟している地方ブロックライフセービング協会、都道府県ライフセービング協会と常に協調連携し活動する。講習会終了後には速やかにその報告を行う。

(遵 守)

- 第7条 指導員は、常に謙虚さを忘れず、研鑽を重ねるとともに、社会人としての常識を備え、節度のある行動と言動に心がけ有資格者の範となるよう努める。
- 2 指導員は、講習会において別に定める「指導員養成講習会及び資格認定講習会に関する安全対策規程」に基づき講習の安全対策を行う。
 - 3 指導員は、ライフセービングの指導技術の向上に励み、さらに各種研修会等に参加し、本協会関連情報の共有に努める。
 - 4 指導員は、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場で、有資格者や受講生の個人情報に関わる書類などの扱いに十分に留意する。また講習会で使用した申込用紙、検定用紙などを個人で保存・複製し、管理・所有してはならない。
 - 5 指導員は、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場で使用する資料や配布物、未公開情報を本協会に許可なく流布してはならない。
 - 6 指導員は、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場と指導員の立場を利用して、いかなる営業、政治、信仰、結社、他団体などに関わるあらゆる活動も行なってはならない。
 - 7 指導員は、JLA アカデミー並びに本協会関連活動の場において、誰にも公平に接し、性別、国籍、言語、人種、宗教、年齢、経験、学歴、職業、身体的条件、社会的立場の違いに関わらず差別があってはならない。
 - 8 指導員は、常に指導員同士を尊重しながらその活動に臨み、講習会中に指導員同士の諍い、言い争いなどを起こしてはならない。
 - 9 指導員は、各種メディア（TV、ラジオ、雑誌、新聞等）の取材や出演、紹介、インタビューを受ける場において、本協会の事業、活動について正しく説明し、ライフセービングの普及につながるよう努める。また本協会事務局及び広報室に事前に報告を行う。
 - 10 指導員は、身なりやスタイルに留意し、常に清潔なイメージを保ち、周りの人を不快にさせぬように努める。
 - 11 指導員は、自らの体力の維持向上に努めるとともに、健康管理に留意し定期的に医療機関での健康診査を受ける。

(ユニフォーム)

- 第8条 指導員は、講習会中に本協会が指定するユニフォームを身につけ、本協会並びに JLA アカデミーのパートナー、サポート企業への配慮に努める。
- 2 指導員は、本協会が指定するユニフォームを指導員以外に貸与あるいは譲渡してはならない。
 - 3 指導員は、本協会が指定するユニフォームを講習会、あるいは本協会が指定した事業以外で着用してはならない。

(誓 約)

- 第9条 指導員は、上記の規定を遵守することを書面によって誓約しなければならない。

(停止と取消)

- 第10条 指導員として上記の規定が遵守されない場合、又は本協会並びに有資格者の名誉を傷つけたり、社会的イメージを著しく低下させるような行動や言動が確認された場合、理事長の判断によって資格の停止処分又は取消することができる。
- 2 指導員資格の停止とは、本協会が定めた期間、講習会の指導に携われないことをいう。
 - 3 指導員資格の取消とは、別に定める「指導員資格認定に関する規程」第13条に定める資格の復活が認められず、指導員資格を有しない状態をいう。再び指導員資格を取得するには、指導員養成講習会を受講しなければならない。

(細 則)

第 11 条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018 年 8 月 19 日から施行する。

改正（第 1 号）は 2019 年 4 月 21 日から施行する。

改正（第 2 号）は 2020 年 8 月 24 日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

指導員資格認定に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の指導員資格（以下「指導員資格」という）の認定に関する必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 指導員資格とは、水辺の事故防止及び救命を目的に行なわれる講習会を通じて、本協会が認定する本協会指導員（以下「指導員」という）の技術と知識のことをいう。

(種 別)

第3条 指導員資格の種類と名称は次の通りとする。

- (1) BLS・アシスタントインストラクター
- (2) BLS・インストラクター
- (3) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター
- (4) ウォーターセーフティ・インストラクター
- (5) サーフライフセービング・アシスタントインストラクター
- (6) サーフライフセービング・インストラクター
- (7) IRB・アシスタントインストラクター
- (8) IRB・インストラクター
- (9) プールライフガーディング・アシスタントインストラクター
- (10) プールライフガーディング・インストラクター
- (11) ジュニアライフセービング・アシスタントインストラクター
- (12) ジュニアライフセービング・インストラクター
- (13) PWRC・アシスタントインストラクター
- (14) PWRC・インストラクター

2 指導員資格の英文表記は次の通りとする。

- (1) BLS Assistant Instructor
- (2) BLS Instructor
- (3) Water Safety Assistant Instructor
- (4) Water Safety Instructor
- (5) Surf Lifesaving Assistant Instructor
- (6) Surf Lifesaving Instructor
- (7) IRB Assistant Instructor
- (8) IRB Instructor
- (9) Pool Lifeguarding Assistant Instructor
- (10) Pool Lifeguarding Instructor
- (11) Junior Lifesaving Assistant Instructor
- (12) Junior Lifesaving Instructor
- (13) PWRC Assistant Instructor
- (14) PWRC Instructor

(資格の定義)

- 第4条 BLS・アシスタントインストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、本協会 BLS に関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、BLS 講習会（更新・再試験講習会含む）の企画・運営と検定の補助（可否の判定はできない）ができる者とする。
- 2 BLS・インストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、本協会 BLS に関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、BLS 講習会（更新講習会・再試験講習会含む）の企画・運営、及び検定ができる者とする。また BLS 講習会においては主催できる者とする。
- 3 ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、ウォーターセーフティに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、ウォーターセーフティ講習会の企画・運営と検定の補助ができる（可否の判定はできない）者とする。
- 4 ウォーターセーフティ・インストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、ウォーターセーフティに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、ウォーターセーフティ講習会の主催と企画・運営、及び検定ができる者とする。
- 5 サーフライフセービング・アシスタントインストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、サーフライフセービングに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、ベーシック及びアドバンス・サーフライフセービング講習会（更新・復活・再試験講習会含む）の企画・運営と検定の補助（可否の判定はできない）ができる者とする。
- 6 サーフライフセービング・インストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、サーフライフセービングに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、ベーシック及びアドバンス・サーフライフセービング講習会（更新・復活・再試験講習会含む）の企画・運営と検定ができる者とする。
- 7 プールライフガーディング・アシスタントインストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、プールライフガーディングに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、プールライフガーディング及びアドバンス・プールライフガーディング講習会（更新・復活・再試験講習会含む）の企画・運営と検定の補助（可否の判定はできない）ができる者とする。
- 8 プールライフガーディング・インストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、プールライフガーディングに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、プールライフガーディング及びアドバンス・プールライフガーディング講習会（更新・復活・再試験講習会含む）の企画・運営と検定ができる者とする。
- 9 IRB・アシスタントインストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、IRB に関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、IRB クルー及び IRB ドライバー講習会（更新・復活・再試験講習会含む）の企画・運営と検定の補助（可否の判定はできない）ができる者とする。
- 10 IRB・インストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、IRB に関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、IRB クルー及び IRB ドライバー講習会（更新・復活・再試験講習会含む）の企画・運営と検定ができる者とする。
- ※IRB (Inflatable Rescue Boat) : 救助用ゴムボート
- 11 ジュニアライフセービング・アシスタントインストラクターは、本協会ジュニアライフセービング教室（以下、「ジュニア教室」という）の全国普及を行い、運営・指導（指導計画の立案作成）ができる知識と技能を身につけ、かつリーダー講習会（更

新・復活・再試験講習会含む)の企画・運営・指導・検定の補助(可否の判定はできない)ができる者とする。

- 12 ジュニアライフセービング・インストラクターは、全国普及を行い、企画・運営・指導(企画及び指導計画の立案作成)ができる知識と技能を身につけ、かつリーダー講習会(更新・復活・再試験講習会含む)の企画・運営・指導・検定ができる者とする。
- 13 PWRC・アシスタントインストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、PWRCに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、PWRCクルー及びPWRCオペレーター講習会(更新・復活・再試験講習会含む)の企画・運営と検定の補助(可否の判定はできない)ができる者とする。
- 14 PWRC・インストラクターは、ライフセービングの全国普及を行い、PWRCに関するデモンストレーション及び指導ができる知識と技能を身につけ、PWRCクルー及びPWRCオペレーター講習会(更新・復活・再試験講習会含む)の企画・運営と検定ができる者とする。

※PWRC(Personal Water Rescue Craft):主にレスキュースレッドを装着している救助を目的とした水上バイク

- 15 指導員資格を有する者は、その資格の種別に問わず、ライフセービングサポーター講習会の企画・運営・指導・修了証の発行ができる者とする。

(認定)

第5条 指導員資格は、「指導員資格認定に関する規程細則」に定められた指導員養成講習会の全課程を受講し、検定試験に合格した者で、本協会指導者としてふさわしい者を理事長が認定する。

- 2 本協会の理事会が認める同等の資格を有する者は、前項の指導員資格と同様の扱いとする。

(検定試験)

第6条 指導員(アシスタントインストラクター)資格の検定試験は次の内容により行われる。

- (1) 学科
 - (2) 実技
 - (3) 口頭試問及び面接
 - (4) レポート
 - (5) その他(講習に臨む姿勢などその他必要とされる項目)
- 2 前項の内容のうち、BLS・アシスタントインストラクター資格では、(1)から(5)までの検定試験時に行い、それ以外は(1), (2), (5)のみとする。
 - 3 検定は、公正で透明な検定を行う観点から、親族など利害関係者が行ってはならない。

(昇格)

第7条 指導員資格の昇格(アシスタントインストラクターからインストラクター)条件は、別に定める「指導員資格認定に関する規程細則」の通りとし、JLAアカデミー本部長及び副本部長の承認を経て理事長がこれを認定する。

(登録)

第8条 指導員資格の検定試験合格者は、別に定める「指導員規程」の誓約書に記名捺印の上、所定の手続きにより本協会に登録される。

- 2 指導員資格保持者は、指導員養成講習会受講の翌年度より「資格認定に関する費用規程」に定める資格登録費を毎年納入しなければならない。

(期 限)

第 9 条 指導員資格の期限は、検定試験合格の年度を除く 2 年間とする。

(更 新)

第 10 条 指導員資格は、資格保持の期限内に所定の更新講習会を受講することで、資格期限の日から更に 2 年間資格が継続される。

(休 止)

第 11 条 指導員資格の更新が困難になった者は、所定の手続きにより指導員資格を保持した状態で休止扱いとすることができる。休止のための手続き等は「指導員資格認定に関する規程細則」に別に定める。

(返 納)

第 12 条 指導員資格の更新が困難になった者は指導員資格を返納し、指導員資格以外の資格を保持することができる。返納の方法と下位資格に関する規定は、「指導員資格認定に関する規程細則」に別に定める。

(失効と復活)

第 13 条 第 8 条、第 9 条、第 10 条の全ての要件を満たしていない場合は、全ての指導員資格が失効となる。

2 指導員資格失効者は、次に定める所定の手続きを行うことによって第 9 条に定める資格の期限を有効にすることができる。

(1) 該当する指導員資格の指導員養成講習会の受講条件に定められた資格を有していること。

(2) 「指導員資格認定に関する規程細則」に別に定める所定の手続きを行うこと。

(細 則)

第 14 条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018 年 8 月 19 日から施行する。

改正（第 1 号）は 2019 年 4 月 21 日から施行する。

改正（第 2 号）は 2020 年 8 月 24 日から施行する。

改正（第 3 号）は 2023 年 2 月 26 日から施行する。

改正（第 4 号）は 2023 年 3 月 21 日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

指導員資格認定に関する規程細則

(指導員養成講習会内容)

第1条 「指導員資格認定に関する規程」の第3条に定める指導員資格の内、アシスタントインストラクターを認定する講習会（以下「指導員養成講習会」という）は、次の内容により行う。講習時間は最低講習時間数とする。

- (1) BLS・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① 本協会インストラクターとは
 - ② 本協会の組織体制
 - ③ BLSに関わるデモンストレーション
 - ④ BLS 学科指導要領の習得
 - ⑤ BLS 実技指導要領の習得※ 講習時間 28 時間
- (2) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① 本協会ウォーターセーフティとは
 - ② ウォーターセーフティに関わるデモンストレーション
 - ③ ウォーターセーフティ学科指導要領の習得
 - ④ ウォーターセーフティ実技指導要領の習得※ 講習時間 14 時間
- (3) サーフライフセービング・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① サーフライフセービング概論
 - ② サーフライフセービングに関わるデモンストレーション
 - ③ サーフライフセービング学科指導要領の習得
 - ④ サーフライフセービング実技指導要領の習得※ 講習時間 21 時間
- (4) プールライフガーディング・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① プールライフガーディング概論
 - ② プールライフガーディングに関わるデモンストレーション
 - ③ プールライフガーディング学科指導要領の習得
 - ④ プールライフガーディング実技指導要領の習得※ 講習時間 21 時間
- (5) IRB・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① IRB 概論
 - ② IRB レスキューに関わるデモンストレーション
 - ③ IRB 学科指導要領の習得
 - ④ IRB 実技指導要領の習得※ 講習時間 14 時間
- (6) ジュニアライフセービング・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① ジュニアライフセービング教育概論
 - ② ジュニアライフセービング教室に関わるデモンストレーション
 - ③ ジュニアライフセービング教室学科指導要領の習得
 - ④ ジュニアライフセービング教室実技指導要領の習得※ 講習時間 14 時間

- (7) PWRC・アシスタントインストラクター養成講習会
 - ① PWRC 概論
 - ② PWRC レスキューに関わるデモンストレーション
 - ③ PWRC 学科指導要領の習得
 - ④ PWRC 実技指導要領の習得

※ 講習時間 28 時間

- 2 1 日の講習時間は 8 時間を越えないことを原則とする。
- 3 講習時間には検定の時間を含める。

(受講条件)

第 2 条 全ての指導員養成講習会に共通する受講条件は、次の通りとする。

- (1) 年齢が開催翌年度 4 月 1 日までに 20 歳以上であること。
- (2) JLA アカデミーとともにライフセービングの普及・発展に貢献できること
- (3) 心身ともに健康であること（受講初日から 1 年以内に健康診断を受診済みであること）。
- (4) JLA 指導員規程を遵守できること。
- (5) 別に定める「資格認定に関する規程」の第 3 条に規定された資格を有し、次のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 保持している資格が BLS 資格のみの場合は、1 回以上の更新をしていること。
 - ② 複数の資格を有する場合は、最初に取得した資格の認定日（検定日）から 1 年以上経過していること。
- (6) 受講するコースの指導実績のあるインストラクター（アシスタントを除く）1 名以上の推薦があること。
- (7) 上記のほか、募集要項に定める条件等を遵守できること。
- 2 BLS・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) 本協会 BLS 資格を取得していること。若しくは JLA アカデミー本部長が特別に認めた者であること。
 - (2) 本協会 BLS デモンストレーションを実演できること。
- 3 ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) ウォーターセーフティ資格を取得していること（旧ウォーターライフセーバー資格でも可）。
 - (2) ベーシック・サーフライフセーバー又はプールライフガード（旧ウォーターライフセーバー含む）資格を取得しており下記①②のいずれかに該当すること。
 - ① 資格取得後、監視・救助・救護等の活動を経験していること。
 - ② 1 年以上の水泳指導経験を有していること。
 - (3) BLS・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。
- 4 サーフライフセービング・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) アドバンス・サーフライフセーバー資格を取得していること。
 - (2) アドバンス・サーフライフセーバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動を経験していること。
 - (3) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。
- 5 プールライフガーディング・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) アドバンス・プールライフガード資格を取得していること。

- (2) アドバンス・プールライフガード資格取得後、プールや静水域での監視・救助・救護等の活動を経験していること。
- (3) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。
- 6 IRB・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) IRB ドライバー資格を取得していること。
 - (2) IRB ドライバー資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において IRB の操船を経験していること。
 - (3) サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。
- 7 ジュニアライフセービング・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) リーダー資格を取得していること。
 - (2) ジュニアライフセービング教室の指導を経験していること。
 - (3) ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター資格を取得していること（開催年度取得予定の場合も可）。
- 8 PWRC・アシスタントインストラクター養成講習会の受講条件は、次の通りとする。
 - (1) PWRC オペレーター資格を取得していること。
 - (2) PWRC オペレーター資格取得後、海浜での監視・救助・救護等の活動において PWRC の操船を経験していること。
 - (3) PWRC の運用に必要な技術（PWRC の車両による牽引や上下架など、海上での PWRC 運用までに必要な技術等）を経験していること。
 - (4) サーフライフセービング・アシスタントインストラクター資格を取得していること。（開催年度取得予定の場合も可）
- 9 本協会の理事会が認める同等の資格と経験を有する者は、本条の各項に定められた受講資格と同様の扱いとする。

（主催及び主管）

- 第3条 指導員養成講習会、検定試験は、本協会が主催し、本協会に加盟している地方ブロックライフセービング協会、都道府県ライフセービング協会若しくは理事長が認めたものが主管することができる。なお主催者は資格の認定を行う。主管者は講習会開催における全ての最終責任者となり、開催や中止の決定、器材・会場の手配及び受講者への連絡等を行う。指導責任者は、指導に関する最終責任者となり、講習及び検定試験のスケジュール及び講師管理、検定試験の可否判定を行う。
- 2 指導員養成講習会を開催する場合には、同時に検定試験も行う。

（申 請）

- 第4条 指導員養成講習会、検定試験の主管者は、開催初日の1ヶ月前までに本協会に申請し、承諾を受けなければならない。

（指導責任者）

- 第5条 指導員養成講習会は、指導責任者として、当該コースの委員長、若しくは当該コースの委員長が指名した者を置く。
- 2 検定試験は、指導責任者により行う。

（講 師）

- 第6条 指導員養成講習会の講師は、次の条件を満たし、かつ指導責任者が指名した者とする。
- (1) 当該コースのインストラクター資格保持者（アシスタントインストラクターは

不可)。

(2) (1)に該当する資格取得後、2回以上更新した者。

- 2 (1)(2)の条件を満たさない場合でも、JLA アカデミー本部長及び指導責任者が特別に許可した者は講師として参加することが出来る。

(検定試験の合格基準)

第7条 検定試験において、学科は80点以上を合格基準とする。他の項目(実技、口頭試問及び面接、その他)は、項目ごとに合否をつける。全ての項目が合格のとき、合格と判定する。

(検定試験の判定)

第8条 検定試験の合否判定は、指導責任者が行う。

- 2 指導責任者は、合否判定結果を総合結果一覧表にまとめ、JLA アカデミー本部長及び副本部長に報告する。

(検定試験の合否の承認)

第9条 指導責任者からの合否報告を受け、JLA アカデミー本部長及び副本部長の承認をもって合否の最終決定とする。

- 2 合否判定に疑義が生じた場合は、JLA アカデミー本部長及び副本部長、指導責任者の3者により協議を行い、3者の合意をもって合否の最終決定とする。

(再検定)

第10条 不合格者に対する再検定試験は実施しない。不合格の場合は、該当する指導員養成講習会の初日から参加しなければならない。

(安全対策)

第11条 指導員養成講習会の主管者は、別に定める「指導員養成講習会及び資格認定講習会に関する安全対策規程」を遵守し、関係者の安全に十分留意し、必要な安全対策を講じる。

(昇格)

第12条 「指導員資格認定に関する規程」第7条に関する指導員資格の昇格条件は、次の通りとする。なお本協会事務局に提出されたインストラクター認定申請書は、JLA アカデミー本部長及び副本部長の承認を経て理事長がこれを認定する。

(1) BLS・インストラクター

- ① BLS・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、BLS講習会または更新講習会(完全オンライン更新講習を除く)の2日(11.0h)以上の講習指導実績があること。
- ② BLS・インストラクター1名以上の推薦があること。
- ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。

(2) ウォーターセーフティ・インストラクター

- ① ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、ウォーターセーフティ講習会の2日(12.0h)以上の講習指導実績があること。
- ② ウォーターセーフティ・インストラクター1名以上の推薦があること。
- ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。

(3) サーフライフセービング・インストラクター

- ① サーフライフセービング・アシスタントインストラクター認定後、1年以

上経過しており、ベーシック・サーフライフセービング若しくはアドバンス・サーフライフセービング講習会の3日（21.0h）以上の講習指導実績があること。

- ② サーフライフセービング・インストラクター1名以上の推薦があること。
- ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。
- (4) IRB・インストラクター
 - ① IRB・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、IRBクルー若しくはIRBドライバー講習会の2日（14.0h）以上の講習指導実績があること。
 - ② IRB・インストラクター1名以上の推薦があること。
 - ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。
- (5) プールライフガーディング・インストラクター
 - ① プールライフガーディング・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、プールライフガーディング若しくはアドバンス・プールライフガーディング講習会の2日（14.0h）以上の講習指導実績があること。
 - ② プールライフガーディング・インストラクター1名以上の推薦があること。
 - ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。
- (6) ジュニアライフセービング・インストラクター
 - ① ジュニアライフセービング・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、リーダー講習会の2日（14.0h）以上の講習指導実績があること。
 - ② ジュニアライフセービング・インストラクター1名以上の推薦があること。
 - ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。
- (7) PWRC・インストラクター
 - ① PWRC・アシスタントインストラクター認定後、1年以上経過しており、PWRCクルー2日及びPWRCオペレーター講習会の6日（56.0h）以上の講習指導実績があること。
 - ② PWRC・インストラクター1名以上の推薦があること。
 - ③ 指定のインストラクター認定申請書を本協会事務局に提出すること。

（返 納）

第13条 指導員資格の更新が困難になった者は、指定のインストラクター返納申請書を本協会事務局に提出し、JLAアカデミー本部長及び副本部長の承認を得ることによって、指導員資格を返納し、指導員以外の資格を保持することができる。

（失効と復活）

第14条 指導員資格失効者は、次に定める所定の手続きを行うことによって資格の期限を有効にすることができる。

- (1) 該当する指導員資格の指導員養成講習会の受講条件に定められた資格を有していること。
- (2) 復活を希望する指導員資格に該当する次の講習会に1日以上指導補助として参加すること。

復活希望指導員資格	該当講習会
BLS・アシスタントインストラクター BLS・インストラクター	BLS
ウォーターセーフティ・アシスタントインストラクター ウォーターセーフティ・インストラクター	ウォーターセーフティ
サーフライフセービング・アシスタントインストラクター サーフライフセービング・インストラクター	ベーシック・サーフライフセービング 又は アドバンス・サーフライフセービング
IRB・アシスタントインストラクター IRB・インストラクター	IRB・クルー 又は IRB・ドライバー
プールライフガーディング・アシスタントインストラクター プールライフガーディング・インストラクター	プールライフガーディング 又は アドバンス・プールライフガーディング
ジュニアライフセービング・アシスタントインストラクター ジュニアライフセービング・インストラクター	リーダー
PWRC・アシスタントインストラクター PWRC・インストラクター	PWRC・オペレーター

(3) 同じ講習に参加したインストラクターから推薦があること。

(4) 指定のインストラクター復活申請書を本協会事務局に提出し、承認を得ること。

(改 廃)

第 15 条 本細則の改廃は、JLA アカデミー本部長及び副本部長の承認を経てこれを行う。

附則 本細則は、2018 年 8 月 19 日から施行する。

改正（第 1 号）は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

改正（第 2 号）は 2020 年 8 月 24 日から施行する。

改正（第 3 号）は 2023 年 2 月 26 日から施行する。

改正（第 4 号）は 2023 年 3 月 21 日から施行する。

改正（第 5 号）は 2024 年 11 月 26 日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

資格認定に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の資格（以下「資格」という）の認定に関する必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 資格とは、水辺の事故防止及び救命等を目的に行なわれる講習会を通じて、本協会が認定する知識と技能のことをいう。

(種 別)

第3条 資格の種類と名称は次の通りとする。

- (1) BLS
- (2) ウォーターセーフティ
- (3) ベーシック・サーフライフセーバー
- (4) アドバンス・サーフライフセーバー
- (5) IRB・クルー
- (6) IRB・ドライバー
- (7) プールライフガード
- (8) アドバンス・プールライフガード
- (9) リーダー
- (10) PWRC・クルー
- (11) PWRC・オペレーター
- (10) ライフセービングサポーター（資格認定証ではなく修了証を発行する）

2 資格の英文表記は次の通りとする。

- (1) BLS
- (2) Water Safety
- (3) Basic Surf Lifesaver
- (4) Advance Surf Lifesaver
- (5) IRB Crew
- (6) IRB Driver
- (7) Pool Lifeguard
- (8) Advance Pool Lifeguard
- (9) Leader
- (10) PWRC Crew
- (11) PWRC Operator
- (12) Lifesaving Supporter（資格認定証ではなく修了証を発行する）

3 上記資格の内、(3) から (11) の資格保持者は、本協会認定ライフセーバーとする。

(資格の定義)

第4条 BLS は、心肺蘇生、AED を含む一次救命のための基礎的な知識と技能を身につけ、突然に意識を失った人に対して適切に対応し、社会復帰率の向上に貢献できる者とする。

- 2 ウォーターセーフティは、水辺における活動の中で自らの安全を確保し、ライフセービングの最も基礎となる知識と技能を備え、事故防止に積極的に貢献できる者とする。
- 3 ベーシック・サーフライフセーバーは、海浜や湖沼での事故防止に携わるにあたり、自らの安全を確保し、監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる基礎的な知識と技能を身につけ、マリンスポーツに携わる人々の模範となる者とする。
- 4 アドバンス・サーフライフセーバーは、海浜や湖沼で監視・救助・救護等の活動を経験した者が、周囲の安全を確保し、事故防止や水難事故に対して適切に対応できる、より専門的で実践的な幅広い知識と技能を身につけた者とする。
- 5 IRB・クルーは、IRB を活用した事故防止に携わるにあたり、乗組員として、安全を確保し、監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる実践的な知識と技能を身につけた者とする。
- 6 IRB・ドライバーは、IRB での監視・救助・救護等の活動を経験した者が、操船員として周囲の安全を確保し、水難事故等に対して適切に対応できる実践的な知識と技能を身につけた者とする。
- ※IRB (Inflatable Rescue Boat) : 救助用ゴムボート
- 7 プールライフガードは、プールでの事故防止に携わるにあたり、自らの安全を確保し、監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる基礎的な知識と技能を身につけた者とする。
- 8 アドバンス・プールライフガードは、プールでの周囲の安全を確保し、事故防止や水難事故、衛生管理に対して適切に対応できる、より専門的で実践的な知識と技能を身につけた者とする。
- 9 リーダーは、ジュニアライフセービング教室（以下、ジュニア教室という）の指導計画を作成することができる基礎的な知識と技能を備え、子どもへのジュニア教育指導法を身につけた者とする。
- 10 PWRC・クルーは、PWRC を活用した事故防止に携わるにあたり、乗組員として、安全を確保し、監視・救助・救護等の安全管理に適切に対応できる実践的な知識と技能を身につけた者とする。
- 11 PWRC・オペレーターは、PWRC での監視・救助・救護等の活動を経験した者が、操船員として周囲の安全を確保し、水難事故等に対して適切に対応できる実践的な知識と技能を身につけた者とする。
- ※PWRC (Personal Water Rescue Craft) : 主にレスキュースレッドを装着している救助を目的とした水上バイク
- 12 ライフセービングサポーターは、ライフセービングの理念を踏まえ、BLS 教育や応急手当、また水辺の安全教育プログラム等を通して、「いのちを守るサポーター」として積極的に活動に参加できる者とする。またライフセービングや本協会について興味・関心がある者が学び、支援・協力ができるようになることを目指す。

(認定)

- 第5条 資格は、「資格認定に関する規程細則」に定められた全課程を受講し、検定試験に合格した者を理事長が認定する（ライフセービングサポーターを除く）。
- 2 本協会の理事会が認める同等の資格を有する者は、「資格認定に関する規程細則」に定められた更新講習会の全課程を再受講し、再試験に合格した場合に限り理事長が認定する。

(検定試験)

- 第6条 資格の検定試験は、次の内容により行われる。
- (1) 学科

(2) 実技

- 2 検定は、公正で透明な検定を行う観点から、親族など利害関係者が行ってはならない。

(登 録)

第7条 検定試験合格者は、資格保持者として所定の手続きにより本協会に登録される。

- 2 認定ライフセーバー資格保持者は、講習会受講の翌年度より「資格認定に関する費用規程」に定める資格登録費を毎年納入しなければならない。

(期 限)

第8条 資格の有効期限は、検定試験合格年度を除き、次の通りとする。

(1) BLS	2年間
(2) ウォーターセーフティ	5年間
(3) ベーシック・サーフライフセーバー	3年間
(4) アドバンス・サーフライフセーバー	3年間
(5) IRB・クルー	3年間
(6) IRB・ドライバー	3年間
(7) プールライフガード	3年間
(8) アドバンス・プールライフガード	3年間
(9) リーダー	3年間
(10) PWRC・クルー	3年間
(11) PWRC・オペレーター	3年間
(12) ライフセービングサポーター（修了証のため期限は設定しない）	

(更 新)

第9条 資格の有効期限の1年以内に所定の更新講習会を受講することで、資格が継続される。更新講習会を受講後に継続される有効期限は次の通りとする。なおウォーターセーフティについては、ウォーターセーフティ講習会を再受講することにより、有効期限が継続される。

(1) BLS	2年間
(2) ウォーターセーフティ	5年間
(3) ベーシック・サーフライフセーバー	3年間
(4) アドバンス・サーフライフセーバー	3年間
(5) IRB・クルー	3年間
(6) IRB・ドライバー	3年間
(7) プールライフガード	3年間
(8) アドバンス・プールライフガード	3年間
(9) リーダー	3年間
(10) PWRC・クルー	3年間
(11) PWRC・オペレーター	3年間

- 2 資格の有効期限内に指導員資格を取得した場合、指導員資格の有効期限が適用される。
- 3 BLS、ウォーターセーフティ資格の有効期限内に認定ライフセーバー資格を取得した場合、認定ライフセーバー資格の有効期限が適用される。
- 4 下表の資格の有効期限内に上位資格を取得した場合、上位資格の有効期限が適用される。なお上位資格とは次の通りとする。

資格	上位資格
ベーシック・サーフライフセーバー	アドバンス・サーフライフセーバー
IRB・クルー	IRB・ドライバー
プールライフガード	アドバンス・プールライフガード
PWRC・クルー	PWRC・オペレーター

- 5 認定ライフセーバー資格の有効期限内に他の認定ライフセーバー資格を取得した場合、最初に有効期限を迎える認定ライフセーバー資格の有効期限に合わせて更新講習会を受講しなければならない。なお更新講習会を受講後、全ての認定ライフセーバー資格の有効期限が3年間継続される。

(失効と復活)

第10条 第7条、第8条、第9条の全ての要件を満たしていない場合は、該当する資格が失効となる。

- 2 資格失効者は、次に定める所定の手続き（復活講習会）を行うことによって第8条に定める資格の期限を有効にすることができる。

(1) BLS

- ① BLS 講習会（新規講習）を受講し、検定試験に合格すること。

(2) ウォーターセーフティ

- ① ウォーターセーフティ講習会（新規講習）を受講し、検定試験に合格すること。

(3) ベーシック・サーフライフセーバー

- ① BLS とウォーターセーフティを保持していること。
② ベーシック・サーフライフセービング講習会で行われるボードレスキューとチューブレスキューの実技検定を受検し合格すること。

(4) アドバンス・サーフライフセーバー

- ① BLS とウォーターセーフティを保持していること。
② アドバンス・サーフライフセービング講習会で行われるボードレスキューとチューブレスキューの実技検定を受検し合格すること。
③ ②が不合格判定であったとしてもベーシック・サーフライフセービング講習会で行われるボードレスキューとチューブレスキューの実技検定として合格と判定されれば、ベーシック・サーフライフセーバー資格の復活は認める。

(5) IRB・クルー

- ① ベーシック・サーフライフセーバー以上を保持していること。
② IRB レスキューの実技検定を受検し合格すること。

(6) IRB・ドライバー

- ① ベーシック・サーフライフセーバー以上を保持していること。
② IRB レスキューの実技検定を受検し合格すること。

(7) プールライフガード

- ① BLS とウォーターセーフティを保持していること。
② プールライフガーディング講習会で行われるチューブレスキューの実技検定を受検し合格すること。

(8) アドバンス・プールライフガード

- ① BLS とウォーターセーフティを保持していること。
② アドバンス・プールライフガーディング講習会で行われるチューブレスキ

ユーの実技検定を受検し合格すること。

- ③ ②が不合格判定であったとしてもプールライフガーディング講習会で行われるチューブレスキューの実技検定として合格と判定されれば、プールライフガード資格の復活は認める。

(9) リーダー

- ① リーダー講習会（新規講習）を受講し、検定試験に合格すること。

(10) PWRC・クルー

- ① ベーシック・サーフライフセーバー以上を保持していること。
② PWRC・クルーの実技検定に合格すること。

(11) PWRC・オペレーター

- ① アドバンス・サーフライフセーバー以上を保持していること。
② PWRC オペレーターの実技検定を受検し合格すること。

(取 消)

第 11 条 理事長は、資格保持者として不適当と認めた場合、その資格を取り消すことができる。

(ユニフォーム)

第 12 条 資格保持者は、その資格に関連する本協会の認めた活動を行う場合、所定のユニフォーム及び標識等を使用することができる。

- 2 パトロールユニフォームを着用する場合は、別に定める「パトロールユニフォーム規程」を遵守しなければならない。

(細 則)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018 年 8 月 19 日から施行する。

改正（第 1 号）は 2019 年 4 月 21 日から施行する。

改正（第 2 号）は 2020 年 8 月 24 日から施行する。

改正（第 3 号）は 2023 年 2 月 26 日から施行する。

改正（第 4 号）は 2023 年 3 月 21 日から施行する。

改正（第 5 号）は 2024 年 3 月 15 日から施行する。

改正（第 6 号）は 2025 年 5 月 13 日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

資格認定に関する規程細則

(講習会内容)

第1条 「資格認定に関する規程」の3条に定める資格を認定する講習会（以下「講習会」という）は、次の内容により行う。講習時間は最低講習時間数とする。

(1) BLS 講習会

- ① ライフセービング概論
- ② 心肺蘇生と AED
- ③ PBLs（小児に対する BLS）
- ※ 講習時間 5.5 時間（学科 2 時間・実技 3.5 時間）

(2) ウォーターセーフティ講習会

- ① 本協会ウォーターセーフティとライフセービング概論
- ② 水の特性と事故防止
- ③ 水泳とサヴァイバル・プログラム
- ④ 水泳とライフセービングストローク
- ⑤ ライフセービングスキル
- ※ 講習時間 5 時間（学科 2 時間・実技 3 時間）

(3) ベーシック・サーフライフセービング講習会

- ① ライフセービング概論
- ② ライフセーバーの心がけ
- ③ サーフスキルとトレーニング
- ④ 海の知識
- ⑤ サーフパトロール
- ⑥ サーフレスキュー
- ⑦ 応急手当
- ⑧ 溺水者に対する BLS
- ※ 講習時間 23 時間（学科 7 時間・実技 16 時間）

(4) アドバンス・サーフライフセービング講習会

- ① サーフライフセービング概論
- ② ライフセーバーの心がけ
- ③ サーフスキルとトレーニング
- ④ 海の知識
- ⑤ サーフパトロール（シミュレーション含む）
- ⑥ サーフレスキュー
- ⑦ 応急手当
- ⑧ 熟練救助者が実施する BLS
- ※ 講習時間 23 時間（学科 5 時間・実技 18 時間）

(5) プールライフガーディング講習会

- ① プールライフガーディングとは
- ② プールに関する基礎知識
- ③ プール事故の原因と事故防止
- ④ プールの監視体制
- ⑤ プールライフガードの役割とコミュニケーション

- ⑥ プールライフガードに必要な救助技術
- ⑦ 応急手当
- ⑧ 溺水者に対する BLS
- ※ 講習時間 11 時間（学科 4.5 時間、実技 6.5 時間）
- (6) アドバンス・プールライフガーディング講習会
 - ① プールの構造と施設・衛生管理
 - ② アドバンス・プールライフガードの役割とコミュニケーション
 - ③ 緊急時対応計画（EAP）
 - ④ アドバンス・プールライフガードに必要な救助技術
 - ⑤ 頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の救助技術
 - ⑥ PBLIS（小児に対する BLS）、熟練救助者が実施する BLS
 - ⑦ プール事故と法的責任
 - ※ 講習時間 11 時間（学科 4 時間、実技 7 時間）
- (7) IRB・クルー講習会
 - ① IRB 概論
 - ② IRB の構造と組立
 - ③ クルーワーク及びレスキュー
 - ④ メンテナンス
 - ※ 講習時間 12 時間（学科 4 時間・実技 8 時間）
- (8) IRB・ドライバー講習会
 - ① ドライビング及びレスキュー
 - ② メンテナンス
 - ※ 講習時間 12 時間（学科 3 時間・実技 9 時間）
- (9) リーダー講習会
 - ① ジュニア教育概論
 - ② リーダーの役割と心掛け
 - ③ 子どもについて
 - ④ ジュニア教育とスポーツ
 - ⑤ ジュニア教育と BLS・応急手当
 - ⑥ 伝え方
 - ⑦ ウォーターセーフティ・ジュニア
 - ⑧ ワークショップ
 - ⑨ 指導実習
 - ※ 講習時間 7 時間（学科 2 時間・実技 5 時間）
- (10) PWRC・クルー講習会
 - ① PWRC 概論、取巻く環境
 - ② PWRC に関する法令
 - ③ PWRC の準備
 - ④ PWRC の操船
 - ⑤ 救助法
 - ⑥ メンテナンス
 - ※ 講習時間 7 時間（学科 1 時間・実技 6 時間）
- (11) PWRC・オペレーター講習会
 - ① PWRC 概論、取巻く環境
 - ② PWRC に関する法令
 - ③ PWRC の準備
 - ④ PWRC の操船
 - ⑤ 救助法

- ⑥ アクシデントへの対応
- ⑦ メンテナンス
- ⑧ パトロール

※ 講習時間 21 時間（学科 3 時間・実技 18 時間）

(12) ライフセービングサポーター講習会 ＜資格ではなく修了証を発行＞

- ① ライフセービング概論
- ② ジュニア教育概論
- ③ 応急手当
- ④ 水辺の安全
- ⑤ BLS

※ 上記いずれかの内容を実施すれば修了証を発行することができる。

※ 講習時間 1 時間以上

(13) 更新講習会（全資格共通）

- ① 近年のライフセービングや監視・救助・救護の動向
- ② BLS に関する知識と技術の確認

※ 講習時間 3 時間（学科 1.0 時間・実技 2.0 時間）

2 1 日の講習時間は、8 時間を越えないことを原則とする。

3 講習時間には、検定の時間を含めないものとする（ウォーターセーフティ、リーダーは除く）。

（受講条件）

第 2 条 各種講習会の受講条件は、次の通りとする。

(1) BLS 講習会

- ① 年 齢 12 歳以上。（小学生を除く）

(2) ウォーターセーフティ講習会

- ① 年 齢 12 歳以上。（小学生を除く）
- ② 泳 力 25m を泳げる健康な者。

(3) ベーシック・サーフライフセービング講習会

- ① 年 齢 15 歳以上。（中学生を除く）
- ② 泳 力 50m/40 秒以内、400m/9 分以内、潜行/20m 以上、立泳/5 分以上
- ③ 受講資格 BLS を取得していること。ウォーターセーフティを取得していること。

(4) アドバンス・サーフライフセービング講習会の受講条件は、次の通りとする。

- ① 年 齢 16 歳以上。
- ② 泳 力 50m/35 秒以内、800m/14 分以内、潜行/25m 以上、立泳/10 分以上。
- ③ 受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。
ベーシック・サーフライフセーバー取得後、海浜で監視・救助・救護等の活動を経験していること。

(5) プールライフガーディング講習会

- ① 年 齢 15 歳以上。（中学生を除く）
- ② 泳 力 クロール又は平泳ぎで 100m 泳げること、1.5m 潜れること。
- ④ 受講資格 BLS を取得していること。ウォーターセーフティを取得していること。

(6) アドバンス・プールライフガーディング講習会

- ① 年 齢 18 歳以上。（高校生を除く）
- ② 泳 力 ヘッドアップクロール 50m/50 秒以内、400m/8 分以内、潜行/25m 以上かつ水中の 3 つの物体を回収、立泳/1 分以上。
- ③ 受講資格 プールライフガードを取得していること。

(7) IRB・クルー講習会

- ① 年 齢 18 歳以上。（高校生を除く）
- ② 受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。

(8) IRB・ドライバー講習会

- ① 年 齢 18 歳以上。
- ② 受講資格 IRB クルー及び二級小型船舶操縦士免許を取得していること。
アドバンス・サーフライフセーバーを取得していること。

(9) リーダー講習会

- ① 年 齢 15 歳以上。（中学生を除く）
- ② 受講資格 ウォーターセーフティを取得していること。ベーシック・サーフライフセーバー若しくはプールライフガードを取得していること。ベーシック・サーフライフセーバー若しくはプールライフガードを取得後、海浜で監視・救助・救護等の活動を経験していること。

(10) PWRC・クルー講習会

- ① 年 齢 18 歳以上。（高校生を除く）
- ② 受講資格 ベーシック・サーフライフセーバーを取得していること。

(11) PWRC・オペレーター講習会

- ① 年 齢 18 歳以上。
- ② 受講資格 PWRC クルー及び特殊小型船舶操縦士免許を取得していること。
アドバンス・サーフライフセーバーを取得していること。
水上バイクの操船経験が 30 時間以上、または PWRC ドライバーとして監視・救助・救護等の活動を 10 日以上を経験していること。

(12) ライフセービングサポーター講習会

- ① 年 齢 6 歳以上。（未就学児を除く）

(13) 更新講習会

- ① 年 齢 各資格に準ずる
- ② 受講資格 該当する更新資格が「資格認定に関する規程」第 7 条、第 8 条、第 9 条の要件を満たし、資格が保持されていること。

- 2 本協会の理事会が認める同等の資格と経験を有する者は、本条の各項に定められた受講資格と同様の扱いとする。

（主催及び主管）

第 3 条 資格講習会、検定試験は、本協会が主催し、本協会に加盟している都道府県ライフセービング協会、本協会第一種登録クラブ及び理事長が認めたものが主管することができる。また、BLS 及びウォーターセーフティ講習会は、それぞれ BLS・インストラクター、ウォーターセーフティ・インストラクターが主管することができる。
なお主催者は資格の認定を行う。主管者は講習会開催における全ての最終責任者となり、開催や中止の決定、指導責任者の選任、器材・会場の手配及び受講者への連絡等を行う。

- 2 講習会を開催する場合には、同時に検定試験も行わなければならない。

（共催）

第 4 条 資格講習会の主管者は、講習会を開催するにあたり共催団体を設置することができる。
2 学校教育法で定める学校（以下、「学校」という）は、BLS、ウォーターセーフティ、認定ライフセーバー資格の講習会を共催することができる。この場合、主催は本協会とし、主管は本協会もしくは都道府県協会とする。前条 1 項に定める講習会開催における全ての最終責任者は学校とする。

(申 請)

第 5 条 資格認定に関する講習会、検定試験の主管者は、開催初日の 1 ヶ月前までに都道府県ライフセービング協会に申請し、承諾を受けなければならない。なお本協会主催・主管の場合は、都道府県ライフセービング協会に申請し、承諾は不要とする。

(指導責任者)

第 6 条 講習会は指導責任者として、インストラクター資格保持者を置かなければならない。アシスタントインストラクター単独では講習会を実施できない。

- 2 指導責任者は、指導に関する最終責任者となり、講習及び検定試験のスケジュール及び他のインストラクター管理、検定試験の合否判定を行う。他のインストラクターの選任は主管者と指導責任者が協議して行う。

(指導員)

第 7 条 講習会の指導員は、指導員資格保持者が行う。

(検定試験の実施)

第 8 条 検定試験は、インストラクター資格保持者が行う。また、アシスタントインストラクターは検定の補助を行う。

(検定試験の合格基準)

第 9 条 検定試験において、学科は 80 点以上を合格基準とする。実技は、項目ごとに合否をつける。学科及び実技が合格のとき、合格と判定する。

(検定試験の判定)

第 10 条 資格の検定試験の合否判定は、インストラクター資格保持者が行う。

(検定試験の合否の承認)

第 11 条 指導責任者からの合否報告を受け、JLA アカデミー本部の承認をもって合否の最終決定とする。

(再検定)

第 12 条 不合格者（ウォーターセーフティ講習会は除く）は、再検定講習を初回の検定日より 1 年以内であれば、2 回まで受験することができる。

- 2 再検定講習は、不合格項目だけではなく、全ての検定項目（学科・実技）を実施する。
- 3 ウォーターセーフティ講習会の不合格者に対する再検定講習は実施しない。不合格の場合は、再度ウォーターセーフティ講習に参加しなければならない。

(安全対策)

第 13 条 講習会、検定試験の主催者は、別に定める「指導員養成講習会及び資格認定講習会に関する安全対策規程」を遵守し、関係者の安全に十分留意し、必要な安全対策を講じる。

(改 廃)

第 14 条 本細則の改廃は、JLA アカデミー本部長及び副本部長の承認を経てこれを行う。

附則 本細則は、2018 年 8 月 19 日から施行する。

改正（第1号）は2019年4月21日から施行する。
改正（第2号）は2019年9月28日から施行する。
改正（第3号）は2020年4月1日から施行する。
改正（第4号）は2021年9月15日から施行する。
改正（第5号）は2023年2月26日から施行する。
改正（第6号）は2023年3月21日から施行する。
改正（第7号）は2025年4月1日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

指導員養成講習会及び資格認定講習会に関する安全対策規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の指導員養成講習会及び資格認定講習会の安全対策に関する必要な事項を定める。

(受講者の健康状態)

第2条 主管者並びに指導員は、事前に受講者の健康状態（既往歴や講習会当日に影響する怪我等）を把握する。また、講習会受付時においても、当日の健康状態を確認し安全に講習会に参加できるかを、主管者、指導員、受講者との間で確認する。

2 講習会開催期間中に受講者の健康状態により参加が困難となった場合は、主管者、指導員、受講者と協議の上、対応策を決定する。また生命の危険性に関わる場合は、主管者、指導員の判断により人命第一の対応を取る。

3 主管者は受講者に対し、あらかじめ第2条2項の内容を周知する。

(開催基準と安全対策)

第3条 指導員が講習会開催期間中に受講者の安全確保が困難と判断された場合、また、会場の状況が次の基準に抵触している場合は、中断・中止・延期・カリキュラムの組み替えについて指導員と主管者が協議し判断する。中止、及び延期の場合は本協会に報告する。

(1) 中断・中止判断基準

次の数値を目安とする。

- ① 波高/3m以上
- ② 風速/15m/s以上（風力8以上）
- ③ 視界/200m以下
- ④ 水温/15℃以下
- ⑤ 水質/大腸菌等が保健所の定める検出基準以上
- ⑥ 警報・注意報/強風・波浪・雷・高潮・津波・濃霧
- ⑦ 放射性物質/放射性セシウムが環境省の定める検出基準以上

(2) 災害及び事故対策

指導員は、災害や万が一の事故の発生に備え次のような対策を行い、災害等から受講者の安全を確保する。

① 津波

設営物に注意を払うとともに、津波情報を確認し「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」が発令された場合は、講習会を中断し、受講者を含む周辺海域の遊泳者を安全な場所へ避難させる。また、事前に避難経路、避難場所、非常口を確認し、受講者・スタッフにも周知する。

② 雷

雷雲が接近した場合は、周辺の状況に十分注意を払い、雷の発生が疑われる場合は、講習会を中断し、落雷に対する注意を呼びかける。雷が発生した場合は直ちに講習会を中止し、受講者を含む周辺海域の遊泳者を安全な場所へ避難させる。

- ③ 台風
台風が接近した場合は、台風の進路に十分注意を払い、速やかに講習会を中断若しくは会場の変更とカリキュラムの組み替えを行う。
 - ④ 傷病者（溺水含む）及び行方不明者
受講者が傷病者又は行方不明者になった場合、講習会会場周辺で、傷病者の発見や傷病者及び行方不明者の通報を受けた場合、指導員は二次事故を起こさぬように十分注意を払い、傷病者の救助及び応急手当、行方不明者の捜索を行う。緊急性の高い傷病者の場合は、速やかに救急車を要請する。行方不明者の捜索の場合、速やかに消防、警察、海上保安部並びに関係諸機関に通報する。事態収拾後、速やかに本協会に報告する。
 - ⑤ AED
講習会場には主管者が AED を配置する。若しくは、事前に AED が手配できる場所を確認する。
- (3) 緊急連絡
指導員は、予め講習会を開催する前に、関係する最寄の消防、警察、海上保安部等に講習会開催の連絡、若しくは届出を行う。最寄の病院との緊急連絡体制を明確にし、講習会スタッフ間の共通認識を図る。
- (4) 保険の加入
主催者は、全ての講習会の受講者及び指導員等を対象に傷害保険、賠償責任保険加入する。

(指導員配置数)

- 第4条 講習会において受講者の安全を確保するために、次の基準により指導員を配置する。
なお、指導員とはインストラクター、アシスタントインストラクターを意味し、指導員にはインストラクター資格を保持するものを1名以上配置する。
- (1) BLS 講習会/更新講習会/リーダー講習会/再検定講習会/復活講習会
 - ① 受講者 1名から 20名 指導員 1名以上
 - ② 受講者 21名から 30名 指導員 2名以上
 - ③ 受講者 31名から 40名 指導員 3名以上
 - ④ 以後、受講者が1名～10名増えるごとに、指導員を1名以上増員する。
 - (2) ウォーターセーフティ講習会
 - ① 受講者 1名から 20名 指導員 1～2名以上
ただし指導員が1名の場合は、認定ライフセーバーとともに安全管理に努める。
 - ② 受講者 21名から 30名 指導員 2～3名以上
 - ③ 受講者 31名から 40名 指導員 3～4名以上
 - ④ 以後、受講者が1名～10名増えるごとに、指導員を1名以上増員する。
 - (3) ベーシック・サーフライフセービング講習会/アドバンス・サーフライフセービング講習会/プールライフガーディング講習会/アドバンス・プールライフガーディング講習会/IRB・クルー講習会/IRB・ドライバー講習会/PWRC・クルー講習会/PWRC・オペレーター講習会
 - ① 受講者 1名から 10名 指導員 1～2名以上
ただし指導員が1名の場合は、認定ライフセーバーとともに安全管理に努める。
 - ② 受講者 11名から 20名 指導員 2～3名以上
 - ③ 受講者 21名から 30名 指導員 3～4名以上
 - ④ 以後、受講者が1名～10名増えるごとに、指導員を1名以上増員する。
 - (4) 指導員養成講習会
 - ① 指導員配置数は、当該コースの委員長が必要に応じて定める。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018年8月19日から施行する。

改正（第1号）は2020年8月24日から施行する。

改正（第2号）は2023年2月26日から施行する。

改正（第3号）は2023年3月21日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

指導員の謝金に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）が主催する指導員養成講習会及び資格認定講習会に参加する場合の指導員等の日当に関して定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、指導員規程に定める指導員について適用する。就業規定に定める職員は対象としない。

(講習会の種類)

第3条 講習会は次の2つとする。

- (1) 本協会が主催する指導員養成講習会及び資格認定講習会。
- (2) 本協会以外の外部団体等の依頼により講師派遣を行なう講演、実技指導など。

(指導員謝金)

第4条 指導員謝金は次の通りとする。ただし、本協会より謝金を支払う際は、下記金額より源泉所得税を予め徴収することとする。半日参加の場合は下記の半額とする。資格を認定する講習会（1日）

- | | | |
|------------------|-------|----------|
| ① インストラクター | 一日あたり | 14,000 円 |
| ② アシスタントインストラクター | 一日あたり | 8,000 円 |

(1) 指導員養成講習会

指導責任者は、当該コースの委員長、若しくは当該コースの委員長が指名した者が担当する。

- | | | |
|------------|-------|----------|
| ① 指導責任者 | 一日あたり | 17,000 円 |
| ② インストラクター | 一日あたり | 14,000 円 |
| ③ 講師（半日程度） | 一回あたり | 8,000 円 |

(2) 外部団体等より依頼を受けた講師派遣

- | | | |
|------------------|-------|----------|
| ① インストラクター | 一日あたり | 14,000 円 |
| ② アシスタントインストラクター | 一日あたり | 8,000 円 |

2 本協会主催または共催で行なわれるウォーターセーフティ講習会およびライフセービングサポーター講習会に関しては謝金の支払いが生じないことがある。

3 外部団体等から依頼を受けて派遣された場合、当該団体から謝金の全額が支給される場合は、本規程に定める謝金は重複して支給しない。

(講習会の交通費)

第5条 指導員が講習会に参加するにあたり、実費交通費の支払いをする。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018年8月19日から施行する。

改正（第1号）は2024年9月28日から施行する。

改正（第2号）は2025年5月13日から施行する。

公益財団法人日本ライフセービング協会

JLA アカデミー

資格認定に関する費用規程

(初回講習会費用)

第1条 資格認定に関する講習会費用は次の通りとする。講習会費には、JLA 費（初年度資格登録費・技術開発費・教材費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。

区分	コース	講習会名 (一部略)	講習会費 (円)	講習会費内訳		
				JLA 費 (円)	講習会 運営費 (円)	都道府県 協会費 (円)
BLS	BLS	BLS サポーター	0	0	0	0
		BLS (学校特割)	4,730	4,180	0	550
		BLS (一般)	8,690	5,280	2,860	550
ウォーター セーフティ (WS)	WS	WS サポーター	0	0	0	0
		WS (学校特割)	2,420	1,870	0	550
		WS (一般)	5,830	2,970	2,310	550
認定ライフ セーバー	サーフ	ベーシック SLS (学校特割)	26,400	15,400	9,900	1,100
			1) 21,900	10,900	9,900	1,100
		ベーシック SLS (一般)	37,400	16,500	19,800	1,100
			1) 32,900	12,000	19,800	1,100
		アドバンス SLS (学校特割)	21,450	10,450	9,900	1,100
		アドバンス SLS (一般)	32,450	11,550	19,800	1,100
	プール	プール LG (学校特割)	22,000	15,400	5,500	1,100
			2) 17,500	10,900	5,500	1,100
		プール LG (一般)	28,600	16,500	11,000	1,100
			2) 24,100	12,000	11,000	1,100
		アドバンス PLG (学校特割)	17,050	10,450	5,500	1,100
		アドバンス PLG (一般)	23,650	11,500	11,000	1,100
	IRB	IRB・クルー (学校特割)	23,650	14,300	8,250	1,100
		IRB・クルー (一般)	33,000	15,400	16,500	1,100
		IRB・ドライバー (学校特割)	22,550	13,200	8,250	1,100
		IRB・ドライバー (一般)	31,900	14,300	16,500	1,100
	ジュニア	リーダー (学校特割)	6,930	4,400	1,430	1,100
		リーダー (一般)	8,800	4,950	2,750	1,100
	PWRC	PWRC・クルー (学校特割)	12,650	7,150	4,400	1,100
		PWRC・クルー (一般)	17,600	7,700	8,800	1,100
		PWRC・オペレーター (学校特割)	35,200	17,600	16,500	1,100
		PWRC・オペレーター (一般)	52,800	18,700	33,000	1,100
指導員	BLS	BLS 指導員	55,000	30,250	24,750	0
	WS	WS 指導員	27,500	8,250	19,250	0
	サーフ	サーフ指導員	33,000	11,000	22,000	0

	プール	プール指導員	38,500	11,000	27,500	0
	IRB	IRB 指導員	27,500	8,250	19,250	0
	ジュニア	ジュニア指導員	22,000	8,250	13,750	0
	PWRC	PWRC 指導員	70,400	12,650	57,750	0

1) プール LG 取得済みの場合は、資格登録費は不要

2) ベーシック SLS 取得済みの場合は、資格登録費は不要

2 学校特割は、本協会が主催し、本協会もしくは都道府県協会が主管する資格講習会のうち、次のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 「資格認定に関する規程細則」に定める学校と共催する場合。

(2) 本協会理事会が特別に認めた団体と共催する場合。

(更新講習会費用)

第2条 資格の更新講習会費用は、次の通りとする。講習会費には、JLA 費（技術開発費・教材費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。なおウォーターセーフティ資格には更新講習会はなく、再受講となる。

区分	コース	講習会名 (一部略)	講習会費 (円)	講習会費内訳		
				JLA 費 (円)	講習会 運営費 (円)	都道府県 協会費 (円)
BLS	BLS	BLS (学校特割)	3,300	2,750	0	550
		BLS (一般)	6,600	3,850	2,200	550
認定ライフセーバー	全て共通	全て共通	6,600	3,850	2,200	550
指導員	全て共通	全て共通	6,600	3,850	2,200	0

2 学校特割は、本協会が主催し、本協会もしくは都道府県協会が主管する資格講習会のうち、次のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 「資格認定に関する規程細則」に定める学校と共催する場合。

(2) 本協会理事会が特別に認めた団体と共催する場合。

(復活講習会費用)

第3条 資格の復活講習会費用は、次の通りとする。講習会費には、JLA 費（受講年度資格登録費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。なお BLS・ウォーターセーフティ・リーダー資格には復活講習会はなく、再受講となる。

区分	コース	講習会名 (一部略)	講習会費 (円)	講習会費内訳		
				JLA 費 (円)	講習会 運営費 (円)	都道府県 協会費 (円)
認定ライフセーバー	サーフ	ベーシック SLS	8,800	5,500	2,200	1,100
		アドバンス SLS	8,800	5,500	2,200	1,100
	プール	プール LG	8,800	5,500	2,200	1,100
		アドバンス PLG	8,800	5,500	2,200	1,100
	IRB	IRB・クルー	8,800	5,500	2,200	1,100
		IRB・ドライバー	8,800	5,500	2,200	1,100

指導員	PWRC	PWRC・クルー	8,800	5,500	2,200	1,100
		PWRC・オペレーター	8,800	5,500	2,200	1,100
	全て共通	全て共通	16,500	14,300	0	2,200
			1) 5,500	4,400	0	1,100

(再試験講習会費用)

第4条 資格の再試験講習会費用は、次の通りとする。講習会費には、JLA 費（受講年度資格登録費・保険料）・講習会運営費・都道府県協会費を含む。なおウォーターセーフティ・指導員資格には再試験講習会はなく、再受講となる。

区分	コース	講習会名 (一部略)	講習会費 (円)	講習会費内訳		
				JLA 費 (円)	講習会 運営費 (円)	都道府県 協会費 (円)
BLS	BLS	BLS (学校特割)	2,200	1,650	0	550
		BLS (一般)	4,400	2,750	1,100	550
認定ライフセーバー	サーフ	ベーシック SLS	8,800	5,500	2,200	1,100
		アドバンス SLS	8,800	5,500	2,200	1,100
	プール	プール LG	8,800	5,500	2,200	1,100
		アドバンス PLG	8,800	5,500	2,200	1,100
	IRB	IRB・クルー	8,800	5,500	2,200	1,100
		IRB・ドライバー	8,800	5,500	2,200	1,100
	ジュニア	リーダー	8,800	5,500	2,200	1,100
	PWRC	PWRC・クルー	8,800	5,500	2,200	1,100
		PWRC・オペレーター	8,800	5,500	2,200	1,100

2 学校特割は、本協会が主催し、本協会もしくは都道府県協会が主管する資格講習会のうち、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 「資格認定に関する規程細則」に定める学校と共催する場合。
- (2) 本協会理事会が特別に認めた団体と共催する場合。

(資格登録費)

第5条 認定ライフセーバー資格及び指導員資格は資格取得後の翌年度から毎年資格登録費を納める必要がある。資格登録費は、次の通りとする。

区分	コース	講習会名 (一部略)	資格登録費 (円/年)	JLA 費 (円/年)	都道府県 協会費 (円/ 年)
認定ライフセーバー	全て共通	全て共通	4,500	3,500	1,000
			1) 2,500	2,000	500
指導員	全て共通	1 資格目	15,000	13,000	2,000
		2 資格目以降	20,000	17,000	3,000

1) 高校生の場合

- 2 認定ライフセーバー資格の資格登録費は、複数の資格を保有している場合でも、一律 4,500 円（高校生は 2,500 円）とする。
- 3 指導員資格の資格登録費は、1 資格を保有している場合は、15,000 円、2 資格以上保

有している場合は、一律 20,000 円とする。種類に関わらず指導員資格登録費を納めた場合、認定ライフセーバー資格の資格登録費は不要とする。

- 4 資格登録費の総額は、別に定める審判資格登録費、選手登録費と合算し、20,000 円は超えないものとする。

(講習会費の追加徴収)

第 6 条 プールを利用して実施する講習会は、主管者の判断により施設使用費としてプール利用料を別途設定し、徴収することができる。

- 2 IRB コースおよび PWRC コースにおいては、主管者の判断により資器材借用費として IRB や PWRC の借用料を別途設定し、徴収することができる。

(改 廃)

第 5 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2018 年 8 月 19 日から施行する。

改正（第 1 号）は 2019 年 4 月 21 日から施行する。

改正（第 2 号）は 2019 年 6 月 29 日から施行する。

改正（第 3 号）は 2019 年 9 月 28 日から施行する。

改正（第 4 号）は 2020 年 8 月 24 日から施行する。

改正（第 5 号）は 2022 年 3 月 19 日から施行する。

改正（第 6 号）は 2023 年 2 月 26 日から施行する。

改正（第 7 号）は 2023 年 3 月 21 日から施行する。

改正（第 8 号）は 2024 年 9 月 28 日から施行する。

改正（第 9 号）は 2025 年 5 月 13 日から施行する。